

博物館に相当する施設指定に係る事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、博物館法（昭和26年法律第285号）（以下「法」という。）第31条に規定する博物館に相当する施設の指定について必要な事項を定めるものである。

2 指定要件

法第31条に規定する博物館に相当する施設の指定は、次に掲げる要件に該当するかどうかを審査するものとする。

第1条 法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として県教育委員会の指定を受けようとする施設（以下「施設」という。）の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。

第2条 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、次の基準に適合するものであること。

- (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって法第31条第1項の規定による指定を受けた施設を運営する体制を整備していること。
- (2) 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第3条 学芸員に相当する職員その他の職員の配置が、次の基準に適合するものであること。

- (1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- (3) 同条第1号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

第4条 施設及び設備が、次の基準に適合するものであること。

- (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第5条 一般公衆の利用のために施設及び設備を公開すること。

第6条 1年を通じて100日以上開館すること。

第7条 その他公益性等の観点から指定が不相当となる事情がないこと。

3 申請書類

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）（以下「省令」という。）第23条第1項に規定する指定申請書は別記第1号様式とする。

4 変更届

次に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、博物館に相当する施設指定変更届（別記第2号様式）により県教育委員会へ届け出ることとする。

- (1) 指定施設の設置者の名称及び住所
- (2) 指定施設の名称及び住所

5 報告

- (1) 指定施設は、省令第24条第1項に規定する要件を備えなくなったときは、直ちにその旨を県教育委員会へ報告しなければならない。
- (2) 県教育委員会は、指定施設に対し、省令第24条第1項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

6 指定の取消し

県教育委員会は、指定施設が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと認めるとき、又は省令第27条各号に定める事由に該当するときは、指定を取り消すことができる。

7 廃止届

指定施設を廃止したときには、博物館に相当する施設廃止届（別記第3号様式）により、廃止した日から20日以内に県教育委員会へ届け出ることとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。